

令和4年12月号(第57号)

事務局だより

令和4年12月25日発

11月末現在会員数 男性393名 女性221名 合計614名

公益社団法人 羽村市シルバー人材センター

〒205-0014 羽村市羽東2-3-1

電話 042-554-5131(代)

FAX 042-555-8714

E-mail hamura@sjc.ne.jp

ホームページ <https://webc.sjc.ne.jp/hamura/>

ご存じですか？インボイス制度（適格請求書等保存方式）

最近、テレビのCMなどで目にすることありませんか？

令和5年10月から導入予定の制度で、消費税に関する取扱いが変わります。簡単に言うと「今まで認められていた消費税分の仕入税額控除が認められなくなる」というものです。

～配分金とインボイス制度～

※請負による配分金が対象で、派遣により給料として受け取っている会員は対象外です。

1. 現在(令和5年9月30日まで)

センターが会員の皆さんにお支払いする配分金には、発注者から預かった消費税が含まれています。この消費税は、本来、国（税務署）に納めるものですが、年間の課税売上高が1,000万円以下の会員さんは、消費税免税事業者となるため申告・納税が免除されています。



2. インボイス制度が始まると(令和5年10月1日～)

①会員（年間の課税売上高が1,000万円以下の場合）

制度が始まっても、年間の課税売上高が1,000万円以下の会員さんは、引き続き消費税免税事業者となるため申告・納税が免除されます。

※1,000万円を超える会員さんは、令和5年3月31日までに課税事業者として手続きする必要がありますので、別途センターに連絡願います。

②センター

制度が始まると、消費税に関する取扱いが変わり、課税事業者登録をして適格請求書を発行する事業者（インボイスを発行できる事業者）との取引しかセンターは消費税の仕入税額控除を受けられなくなります。つまり、消費税免税事業者である会員さんとの取引について、会員一人ひとりがインボイスを発行できる事業者とならない限り、消費税の仕入税額控除が認められず、その分を負担することとなり、センターとして新たな納税コストが発生するという事です。

センターでは、この新たな納税コストについては、発注者と料金の値上げ交渉を行うことで、会員の皆さんの配分金額に影響しないよう尽力いたします。しかしながら、そのことで仕事が減ってしまうことも懸念されます。今後の状況によっては、会員の皆さんにご協力をお願いする必要があるかもしれませんので、その際は何卒ご理解の程お願いいたします。

- ◎ 現在、全国シルバー人材センター事業協会が中心となり、会員に対する配分金に係る消費税額を制度施行後もこれまでのように仕入税額控除ができるよう国及び関係機関に働きかけを行っておりますが、結論は出ておりません。今後の動向については、適宜お知らせさせていただきます。



興味のある方はお電話
ください！
☎042-554-5131

求人情報

ホームページでも
公開しています！

	就業場所	就業日	就業時間	募集人員	作業内容等
1	会館 (羽中 4-11)	第2・第4月曜日	9:30~11:30	1	会館内清掃作業
2	市内雑居ビル (小作台 1-2)	月・木	9:00~10:00	1	共有部分の清掃作業
3	事業所 (神明台4-10)	週2~3日	9:00~16:00	1	屋内清掃及び食堂の 準備と片付け作業
4	事業所 (五ノ神 365)	火・木	8:00~12:30	1	屋内清掃作業
5	市内保育園 (羽加美2-16)	金	9:00~11:00	1	園舎内と園庭及び 外周の清掃作業
6	川崎3丁目地区	毎月13日~15日 29日~1日		1	広報等配布(200部)
7	羽村市西小学校 (羽加美4丁目)	月~金 (隔週ローテーション)	17:00~19:00	1~	つなぎ管理作業 (ドア・窓の施錠の確認等)
8	センター作業場	月~金	8:30~14:00	1	<u>ベアリング組立作業</u> (内職)
9	センター作業場	随時		若干	障子・襖の張替作業 ※要自動車免許
急募 10	市内小中学校	月~金 (ローテーション就業)	7:00~15:00	1~	学校施設清掃業務 (労働者派遣)

【ビジネスマナー紙面研修】

◎こんな事例がありました

駐車場整理作業中に駐車場利用者から会員の話し方が命令口調で、不愉快。怒鳴られたこともあり、会員を交替させてほしいとのご意見をいただきました。

就業会員に確認したところ、お客様対応の中で、声が大きくなることはあるが、命令口調になったり、怒鳴ったりはしていないとのことでした。

今回の件は、お客様に対する声の大きさや言葉遣いについて、会員に注意喚起した上で就業を継続することを発注者と確認し、会員の交替には至りませんでした。が、「言葉遣い」はビジネスマナーの基本であり、就業会員皆さんに関わる基本的なことです。

9月下旬に就業会員の皆さんへ送付した「接遇マニュアル」の該当箇所(P16「言葉遣い」・P36「お願いする時の手法」)を再確認し、今後の就業に生かしていきましょう。

センターの年末年始休業日のお知らせ

センターの年末年始休業日は下記のとおりです。
年始は1月4日(水)からとなりますのでご注意ください



来年もよろしく
お願いします

28日(水)	29日(木)	30日(金)	31日(土)	1月1日(日)	2日(月)	3日(火)	4日(水)
通常営業	休業日	休業日	休業日	休業日	休業日	休業日	通常営業

令和5年1月分 安全標語

『**交差点 一時停止で 左右の指差し呼称!**』

双葉町地区 越智 英二